

修了証明書再発行の取扱いについて

- 1 修了証明書の再発行については次のとおりである。
 - (1) 修了証明書の再発行は、原則、研修事業を行った実施主体が発行するものとする。ただし、やむを得ない事情により実施主体による再発行が見込めない場合、下記の参考に準じて県が修了を証明することとする。
 - (2) 実施主体は、修了者から再発行の依頼があった場合、修了証明書再発行申請書（参考1）を提出させ、修了者名簿により修了者であるか十分確認した上で、氏名、生年月日、修了書名書番号、修了年月日、再発行年月日を記載した文書（参考2）を発行し、交付するものとする。
 - (3) 実施主体は、修了者から携帯用の修了証明書の再発行の依頼があった場合、必要に応じて発行できるものとする。ただし、その際、修了証明書に再発行年月日を記載することとする。